

専決処分の報告について

債務不履行に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 11 月 27 日提出

秦野市長 高橋 昌和



## 専 決 処 分 書

債務不履行に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

### 1 賠償金額

32,395円

### 2 賠償の相手方及び賠償金額の内訳

- (1) 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号  
東京電力エナジーパートナー株式会社

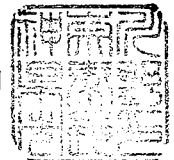
代表取締役社長 川崎 敏 寛 23,314円

- (2) 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号  
東京電力パワーグリッド株式会社

代表取締役社長 金子 禎 則 9,081円

平成30年11月7日

秦野市長 高橋 昌 和



### 債務不履行の概要

秦野市立おおね公園の電気料金の支払について、平成30年2月分は10日、同年3月分は44日、同年6月分は17日その期日を超過したことにより、延滞利息が発生した。